花田病院保険外負担金一覧表

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

料金は全て消費税込みで表示してい <u>。</u> 証明書料(1382つき)	エ リノ			令和7年5月1
証明書料(1通につき)	(空間。海滩为江	7)	I	6,930
健康診断書料	(定期・複雑なもの) (定期・簡単なもの)		3,520	
	(問診のみ)			2,310
	1通目		5,830	
死亡診断書•死体検案書	2通目以降		3,630	
	重度障害用(1通目)		12,100	
特殊な場合の診断書	重度障害用(2通目以降)		6,050	
	裁判所等提出用			
	B型肝炎訴訟費用			12,100 18,150
コルセット作成用文書料	D空川火阶临貝	11		1,210
療養期間に関する診断書	and the second s			2,420
車椅子支給用検査票				6,050
入院証明書				6,050
その他簡易的な証明書				2,420
リクチン接種料(1回につき)				•
インフルエンザワクチン接種料				3,300
B型肝炎ワクチン接種料				3,630
麻しんワクチン接種料				4,290
風しんワクチン接種料				4,290
麻しん・風しん混合ワクチン接種料				9,240
おたふくワクチン接種料				5,830
k痘ワクチン接種料				8,030
肺炎球菌ワクチン接種料	ニューモバックス			7,590
即火 体困ソクテン 按性科	プレベナー			11,550
帯状疱疹ワクチン接種料	シングリックス			23,000
お仏徳ダングナン 按性科	生ワクチン			8,030
むつ代			1箱単価	1枚単価
フローヌケアディロング		30 枚 × 3 袋	4,500 円	50
な援看護尿取りパット長時間用		45 枚 × 4 袋	7,560 円	42
Uテープタイプ	Sサイズ	22 枚 × 4 袋	10,120 円	115
応援介護あて楽テープ	M	30 枚 × 2 袋	6,900 円	115
	S-M	32 枚 × 2 袋	7,360 円	115
	L	26 枚 × 2 袋	7,020 円	135
	M-L	28 枚 × 2 袋	7,560 円	135
サルパ やわ楽パンツ	S	26 枚 × 4 袋	11,960 円	115
	M	24 枚 × 4 袋	15,264 円	159
	L	22 枚 × 4 袋	15,488 円	176
			15 500 III	
	LL	20 枚 × 4 袋	15,520 円	194
の他		20 枚 × 4 袋	15,520 円	
の他	通常時	20枚× 4袋	[15,320 円]	9,240
	通常時 MRSA時	20 枚 × 4 袋	15,520 円	9,240 12,540
	通常時 MRSA時 寝衣使用時	20 枚 × 4 袋	15,520 円	9,240 12,540 8,770
	通常時 MRSA時 寝衣使用時 T字帯使用時		15,320 H	9,240 12,540 8,770 6,160
E後処置	通常時 MRSA時 寝衣使用時 丁字帶使用時 寝衣/T字帯使用		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720
E後処置 とし布団一式	通常時 MRSA時 寝衣使用時 下字帯使用時 寝衣/T字帯使用 1日につき		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330
E後処置 とのでである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	通常時 MRSA時 寝衣使用時 下字帯使用時 寝衣/T字帯使用 1日につき 各1日につき		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110
E後処置 登し布団一式 毛布・掛布団・敷布団 と	通常時 MRSA時 寝衣使用時 下字帯使用時 寝衣/丁字帯使用 1日につき 各1日につき		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55
E後処置 登し布団一式 毛布・掛布団・敷布団 と 登冷蔵庫(一般病棟)	通常時 MRSA時 寝衣使用時 T字帯使用時 寝衣/T字帯使用 1日につき 各1日につき 1日につき 1日につき		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55
E後処置 登し布団一式 毛布・掛布団・敷布団 と 登冷蔵庫(一般病棟) 登冷蔵庫(介護医療院)	通常時 MRSA時 寝衣使用時 下字帯使用時 寝衣/丁字帯使用 1日につき 各1日につき 1日につき 1日につき		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55 130
E後処置 E を が で で で で で で で で で で で で で で で で で で	通常時 MRSA時 寝衣使用時 下字帯使用時 寝衣/T字帯使用 1日につき 41日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1日につき		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55 130 90 6,000
E後処置 E 心布団一式 E 布・掛布団・敷布団 と E 冷蔵庫(一般病棟) E 冷蔵庫(介護医療院) 参療録の開示手数料 E 品交換表	通常時 MRSA時 寝衣使用時 下字帯使用時 寝衣/下字帯使用 1日につき 各1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1回につき 1冊につき		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55 130 90 6,000 1,100
正後処置 ②し布団一式 E布・掛布団・敷布団 と ③冷蔵庫(一般病棟) ③冷蔵庫(介護医療院) ②療録の開示手数料 を品交換表 1.液型判定(自己利用目的)	通常時 MRSA時寝衣使用時 下字帯使用時寝衣/丁字帯使用 1日につき 41日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1回につき 1冊につき 1回につき 1回につき		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55 130 90 6,000 1,100
正後処置 ②し布団一式 E布・掛布団・敷布団 と ③冷蔵庫(一般病棟) ③冷蔵庫(介護医療院) ②療録の開示手数料 を品交換表 1.液型判定(自己利用目的)	通常時 MRSA時寝衣使用時 下字帯使用時寝衣/丁字帯使用 1日につき 各1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1回につき 1回につき 1回につき 1個につき 1個につき		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55 130 90 6,000 1,100
正後処置 近布団一式 近布・掛布団・敷布団 を 発冷蔵庫(一般病棟) 資冷蔵庫(介護医療院) 療療の開示手数料 を 品交換表 血液型判定(自己利用目的) な青等使用時容器代	通常時 MRSA時 寝衣使用時 T字帯使用時 寝衣/T字帯使用 1日につき 各1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1回につき 1回につき 1回につき 1個につき 朝		15,520 円	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55 130 90 6,000 1,100 990
正後処置 近本・掛布団・敷布団 を 近代 資冷蔵庫(一般病棟) 資冷蔵庫(介護医療院) 参療録の開示手数料 を品交換表 血液型判定(自己利用目的) 教育等使用時容器代	通常時 MRSA時 寝衣使用時 T字帯使用時 寝衣/T字帯使用 1日につき 各1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1回につき 1回につき 1個につき 刺		15,520 M	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55 130 90 6,000 1,100 990 50 440 495
E後処置 E布・掛布団・敷布団 とで・掛布団・敷布団 とで、 資冷蔵庫(一般病棟) 資冷蔵庫(介護医療院) 参療録の開示手数料 を配交換表 1液型判定(自己利用目的) 水膏等使用時容器代 は添食	通常時 MRSA時 寝衣使用時 T字帯使用時 寝衣/T字帯使用 1日につき 41日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1回につき 1回につき 1個につき 刺	なし		9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55 130 90 6,000 1,100 990 50 440 495
の他 死後処置 ぎし布団一式 毛布・掛布団・敷布団 沈 資冷蔵庫(一般病棟) 資冷蔵庫(介護医療院) 参療録の開示手数料 を品交換表 血液型判定(自己利用目的) 次膏等使用時容器代 対添食 特別室に係る室料差額(個室) 自己利用目的によるX線フィルムコピー代	通常時 MRSA時 寝衣使用時 T字帯使用時 寝衣/T字帯使用 1日につき 各1日につき 1日につき 1日につき 1日につき 1回につき 1回につき 1個につき 刺	なし	1日につき 1枚	9,240 12,540 8,770 6,160 5,720 330 110 55 130 90 6,000 1,100 990 50 440 495

| LD-K | 1枚 | なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物品」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認めておりません。